

## 令和 5 年度および令和 6 年度における児童扶養手当の喪失月 1 カ月分の支給漏れについて

千葉市若葉区保健福祉センターこども家庭課において、令和 5 年度および令和 6 年度に支払うべき児童扶養手当の未支給事案が発生しましたので、お知らせします。

関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げるとともに、今後、業務の適正な執行に努めてまいります。

### 1 事案の概要

児童扶養手当について、事実婚・婚姻理由による喪失の場合は事由発生日当日が喪失日となり、喪失日の属する月まで児童扶養手当を支給することとされている。（児童扶養手当法第 7 条第 1 項）

若葉区こども家庭課において、令和 5 年 4 月に事実婚・婚姻の場合は「事由発生日前日が喪失日」という誤った情報が周知され、それ以降、2 年間、事由発生日前日を喪失日としていた。その結果、令和 5 年度および令和 6 年度の児童扶養手当受給者のうち、1 日が事由発生日（喪失日）となる事案について、喪失日の属する月 1 カ月分の児童扶養手当が未支給となったものである。

### 2 対象者および未支給額

対象者 1 3 人（1 日付の婚姻・事実婚による喪失届の提出者）

未支給額 5 6 3, 2 5 0 円

（内訳） 令和 5 年度 9 人 3 9 3, 7 6 0 円

令和 6 年度 4 人 1 6 9, 4 9 0 円

### 3 判明した経緯

令和 7 年 4 月、市内他区のこども家庭課から指摘があり、法令等を確認したところ、若葉区こども家庭課における喪失日の認識が誤っていたことが発覚。

### 4 対象者への対応

対象者へ電話で説明および謝罪をするとともに、口座指定届の通知を発送し、未支給となっていた喪失月 1 カ月分の児童扶養手当を支給する。

### 5 再発防止策

- （1）事務手続きの変更をする際は、必ず、法令、通知を確認してから行うことを徹底する。
- （2）起案者と主査により資格喪失日について 2 重の確認を行う。
- （3）資格喪失日一覧表を決裁に添付し、決裁ライン全員で確認を行う。